

野田市告示第 1 3 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、野田市立北部保育所の管理運営業務に係る公金の徴収及び収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 2 項及び野田市会計事務規則第 3 1 条第 3 項の規定により告示します。

令和 7 年 5 月 1 2 日

野田市長 鈴木 有

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所

名称 株式会社コビーアンドアソシエイツ

住所 千葉県野田市中野台 5 6 4 番地の 2

2 指定公金事務取扱者に委託した公金の徴収及び収納事務

（１）野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づく保育料

（２）野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する規則第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づく延長保育料

3 指定をした日

令和 7 年 4 月 1 日

4 委託をした日

令和 6 年 4 月 1 日

5 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで